



「対外貿易経営者の届出登記」の変更について

北陸銀行 国際部
上海駐在員事務所
陳 潔

1. はじめに

2023年1月3日、中国商務部によると、2022年12月30日に全国人民代表大会常務委員会の採択を経て、《中華人民共和國對外貿易法・第9条》の『對外貿易經營者の届出登記に関する規定』を削除したことが発表されました。この「對外貿易經營者の届出登記制度」について毎日經濟新聞の記事を参考に説明いたします。

2. 對外貿易經營者の届出登記について

「對外貿易經營者の届出登記制度」は2004年に確立されたもので従来は審査が必要でした。当《對外貿易法第9条》によると、『貨物の輸出入または技術の輸出入に従事する對外貿易經營者は、國務院の對外貿易主管部門またはその委託機関に届出登記を行うべき』であると規定（ただし、法律、行政法規及び國務院對外貿易主管部門が届出登記を必要としないことを規定している場合を除く）。對外貿易を行う經營者が規定に従って届出登記をしていない場合、税関は輸出入貨物の通関検査・検収許可手続をしない、というルールになっていました。

必要書類	変更前	変更後
「輸出入関連許可証」「技術輸出入契約登録証明書」 「割当額」「国营貿易資格などの関連証明書及び資格」など	必要	不要

3. 変更後のメリット（毎日經濟新聞コメント）

届出登記の手続きの廃止は、中国の貿易分野における行政簡素化と権限委譲がさらに重要な推進をしていることを意味し、現在中国が對外開放を通じて質の高い発展を求めているニーズにも合致しており、国内取引に加え對外貿易業務を同時に展開したいという中小企業にとっても大きな意義があると考えられています。この政策の実施は国際的取引の規則と結びついたものであり、中小企業が国内と海外の2つの市場を積極的に開拓するのに役立つと言われています。商務部研究院學術委員會の副主任・張建平氏は、「取引コストを下げ、企業の効率と競争力を高めることができる」とコメントしています。

4. おわりに

「対外貿易経営者の届出登記」は税関登記を行う前段階の必要手続きの一つでした。届出登記が無ければ製品の輸出は許されず、海外の企業が中国企業と貿易取引をする際の発送トラブル、契約不履行等々に発展する事例もあり、取引をする際の確認資料の一つでもありました。開始されたばかりの規定でもあり、注視してフォローしていきたいと思えます。

<ご注意> 文中意見は筆者の個人的見解であり、北陸銀行としての見解の反映ではありません。当レポートは作成時点の経済状況に基づき、情報提供のみを目的に作成したものです。記載内容については、ご利用者の判断と責任のもと、ご利用くださいますようお願いいたします。

ほくりく長城会

海外ビジネス情報

発行：北陸銀行 ほくりく長城会事務局
〒920-0024 金沢市西念1-1-3 コンフィデンス4F
(株)人材情報センター内
TEL: (076)254-6500 FAX: (076)254-6565
E-mail: info@chojo-hokugin.jp